

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の規定による特定地域づくり事業協同組合の認定

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）第3条第1項の規定により、次のとおり特定地域づくり事業協同組合の認定をしたので、同法第3条第6項の規定により公示します。

名称	檜葉町特定地域づくり事業協同組合
住所	福島県双葉郡檜葉町大字山田岡字堂ノ下6番4
代表者の氏名	渡邊 清
事務所の名称	檜葉町特定地域づくり事業協同組合
事務所の所在地	福島県双葉郡檜葉町大字山田岡字堂ノ下6番4
地区	福島県双葉郡檜葉町
事業	(1) 組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業 (2) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供 (3) 組合員の福利厚生に関する事業 (4) 前各号の事業に附帯する事業
有効期間満了の日	令和15年4月27日